

## 解答

- A 半済は当初、戦乱に際して守護が国内武士を組織化するための臨時的措置として限定的に出された。やがて全国化・永続化し、荘園領主側の権益を保障するために半済除外地が規定されるなどの制限も加えられたものの、土地そのものが分割の対象になっていった。(119字)
- B 山城の国一揆が半済を実施し、惣村が軍事動員の代償に半済を求めるなど、守護に対抗する新たな半済の実施・要求主体が登場した。(60字)

## 解法

A

### 思考のプロセス

#### ■設問の要求

- 問：当初の半済令の目的と、その後の14世紀における内容の変化

#### ■提示文からの読み取り

- (1)…観応の半済令＝南朝方と京都争奪戦を繰り返す中で室町幕府が発した。  
→半済令発布時の時代状況・背景が読み取れる。  
⇒発布の目的は戦乱への対応。
- (2)…応安の半済令＝天皇家領・寺社一円領・摂関家領などの半済除外を規定。それ以外の本所領に対しては半済を認める。  
→設問文で示されているような国や期間の限定はなくなっていることがわかる。  
⇒設問文に対応させて、「対象国・対象期間・対象物」がどう変わったのかを、基本知識をもとに具体的に盛り込んで解答する。

### 解答の組立て

- 当初の半済令の目的：戦乱時の守護による国内武士の組織化→臨時的・限定的措置
- 内容の変化：全国化、永続化、土地が分割の対象。半済除外地などの制限が加わる

B

### 思考のプロセス

#### ■設問の要求

- 問：15世紀後半から16世紀初頭にかけて、畿内周辺において半済の実施をめぐる生じていた事態

#### ■提示文からの読み取り

- (3)…山城の国一揆が半済を実施している
- (4)…京都周辺の惣村が、軍事動員の代償として半済を要求している  
→守護が有していた半済の権限を国一揆が行使するようになったり、惣村が半済を要求したりしている。  
⇒このことから、半済の実施をめぐるどのような事態が生じているといえるのか？

## 解答の組立て

- 山城の国一揆が半済を実施
  - 惣村が軍事動員の代償として半済を要求
- } 新たな半済の実施・要求主体が登場

## 解説

### ■ 14世紀の半済令

「半済」という言葉はすでに鎌倉時代からその用例が見られ、元来は年貢・公事の「半分を済ます」、すなわち半分を納入することで、残りの半分を減じてもらうことを意味するものであった。法令としての半済の初例は1352（正平7・文和元）年7月の半済令（**観応の半済令**）で、南朝方と京都争奪戦を繰り広げていた室町幕府が、その主な軍事基盤となっていた近江・美濃・尾張3国を対象に、1年に限り、荘園・公領を兵糧料所としてその年貢の「半分を済ます」、すなわち年貢の半分の兵糧米として徴収できる権利を守護に与えたものである。早くも同年8月には、伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内を含めた8カ国へと範囲が拡大され、下地（土地）の分割までもが問題とされるようになった。

守護からの荘園侵略を受ける荘園領主側、とりわけ大寺社などの反発が強かったことから、半済令はその後いく度となく出されたもののその内容が定まらず、1368（正平23・応安元）年のいわゆる**応安の半済令**で、ようやく幕府の基本政策が確立されるに至った。それによれば、まず、天皇家領・寺社一円領（寺社が直接支配する荘園）・摂関家領などについては半済を行うことが禁じられ、その上で、それ以外の諸国の荘園・公領については武士に下地の分割を行うことを認め、荘園領主側の土地には所有権を保証した。

これは、武士の荘園侵略を公認するものであったが、荘園領主側の権益も保障することで、半済に一定の歯止めを加えようとするものでもあった。しかし、戦乱に際しての臨時的措置という当初の意味合いがなくなり、永続的なものとなったため、以後、半済令は守護の権限として領国内での運用がはかられ、**守護領国制**の確立に大きな役割を果たしていった。

### ▼ 14世紀の半済令

	当初（観応の半済令）	変化後
対象国	近江・美濃・尾張3国	全国化
対象期間	1年限り	永続化
対象物	年貢の半分の兵糧米として徴収	下地そのものを分割 天皇家・寺社一円・摂関家領は半済除外
目的と影響	守護による国内武士の組織化が目的	⇒ 守護の荘園侵略が進行

### ✔ 図表のここに着目

半済令の当初の内容がどのように変化したのかを整理し、この変化が守護領国制の確立につながったことを押さえよう。